

I. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和元年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和2年9月2日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
1	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し (学校教育法)	文部科学省	通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、 <u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和2年対応方針案】 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、知的障害を加えることについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
2	<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票（臨個票）の簡素化（難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和2年対応方針案】 臨床調査個人票（6条1項）及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
3	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>利用実態等に係る調査結果を社会保障審議会障害者部会（令和2年3月4日開催）に報告したところ、対象児童の拡大が放課後等デイサービス全体の報酬の在り方に影響を与えるおそれがあることから、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは困難と暫定的に結論付けられたところ。</p> <p>その後、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和2年10月5日開催）での議論を経て、今後放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度の在り方を考える中で検討することとしている。（この方針については、社会保障審議会障害者部会（令和2年11月9日開催）で報告済み。）</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
4	<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、生活保護法、老人福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>次頁のとおり</p>	<p>次頁のとおり</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none">・ [措置済み] <p>【令和2年対応方針案】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知（平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）を改正し、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる指定障害者支援施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行う。 [措置済み（令和2年7月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）] <ul style="list-style-type: none">・ [措置済み] <p>【令和2年対応方針案】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論を踏まえ、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none">・ [措置済み]

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
5	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	<p>内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和2年対応方針案】 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（児童福祉法19条の3第7項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項）への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
6	<p>消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設 (消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業)</p>	総務省	<p>消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> [措置済み] [措置済み] <p>【令和2年対応方針案】 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を受けやすくするための地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知する。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
7	<p>文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県經由事務の廃止 (あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法及び視能訓練士法)</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県經由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、<u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和2年対応方針案】 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県經由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和2年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和2年9月2日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

① その他

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
8	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正（食品表示法）	消費者庁、農林水産省	食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成28年中に必要な支援を行う。あわせて、平成28年度に施行される指定都市への移譲の状況、事務処理特例制度の運用状況及び平成31年度までの食品表示基準（4条1項）に係る経過措置期間を踏まえつつ、保健所設置市を含む実施主体の在り方について検討し、 <u>平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>①権限移譲を求められている品質事項の調査・指導業務については、問題が発生した事業者の体制改善等を行うため、当該食品事業者の関係事業所全てを対象に調査・指導を行う。一方で、従前から保健所が担っている保健衛生事項については、安全性の確保の観点から食品の流通を止めるため、早急に問題の発生源の事業所を調査・指導することとなる。以上のように、調査・指導の対象となる事業所の範囲が異なるため、前者の権限を移譲するとかえって事務が非効率となる懸念があること</p> <p>②平成28年から令和元年まで実施した調査の結果、保健所設置市（64市）・特別区（23区）のうち、事務処理特例制度を活用して権限移譲を受けているのは11市であり、当該11市以外の多くは権限移譲を必要としていないこと等を踏まえ、食品表示法の改正による権限移譲は行わないこととする。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
9	<p>自立支援医療（精神通院医療）受給者証の更新手続きの期間延長 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	厚生労働省	<p><H28> 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><H29> 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、平成31年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>有効期間を延長した場合の受給者の所得を確認する方法等について、9月下旬から10月中旬にかけて地方公共団体に対し実態調査を実施し、現在、調査結果を精査中。今後、調査結果を踏まえ、現行の1年を延長する方策について検討し、結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
10	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化 (沿岸漁業改善資金助成法)	農林水産省	沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、 <u>平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和2年対応方針案】 沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
11	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲 (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	<p>喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、<u>平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>令和2年2月に各都道府県・指定都市・中核市に対して、平成30年2月に発出した通知の効果の把握及び事務の更なる円滑化に向けた検討を行うためのアンケート調査を実施。</p> <p>必要に応じて、喀痰吸引等業務に係る事務の更なる円滑化に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
12	<p>全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和 (全国ひとり親世帯等調査)</p>	厚生労働省	<p>全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を<u>次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</u></p>	<p>平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえ、次回調査(令和3年度)では、必要に応じて住民基本台帳等の補助的データを利用できるよう検討中。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
13	<p>乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大 (道路運送法、貨物自動車運送事業法)</p>	国土交通省	<p><平29> (i) 過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 [措置済み(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)] (ii) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点を踏まえつつ、<u>対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。</u></p>	<p>対象となる過疎地域の範囲の拡大について、過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域(みなし過疎地域を含む。)であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする通達改正を令和2年9月10日に行った。</p> <p>対象区域の範囲拡大については、令和2年3月に実施した旅客自動車運送事業者・貨物自動車運送事業者に対する調査の結果及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ認められることとなった、タクシー車両による食料・飲料の貨物運送の運用状況等を踏まえつつ、引き続き検討する予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
14	幼稚園免許更新対象者の拡大 (教育職員免許法)	文部科学省	<p><平30> 6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(教育職員免許法9条の3第3項)の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>中央教育審議会にて、平成31年4月17日に「免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化」が諮問されており、現在審議しているところ。 令和2年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 土木・建築

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
15	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し (統計法)	国土交通省	法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、 <u>2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>法人土地・建物基本調査に係る都道府県が行う事務に関する課題について把握するため、平成31年2月から3月にかけて、都道府県の調査業務担当者に対するヒアリングを行った。</p> <p>次回法人土地・建物基本調査における都道府県が行う事務の在り方については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、検討の前提となる平成30年調査（令和2年9月30日に確報集計結果を公表）に係る回収や集計をはじめとした事務の状況、令和2年度に開催する法人土地・建物基本調査に関する研究会等やヒアリングの回答等も踏まえ、事務の見直しに当たって検討が必要となる事項を整理し、令和2年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

③ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
16	<p>私人への徴収・ 収納委託が可能な 歳入範囲の拡大 (旅券発給等 事務に係る歳入 歳出外現金の追加) (地方自治法及 び旅券法)</p>	外務省	<p>都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、<u>2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和2年対応方針案】 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、都道府県が条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2第1項)に基づき市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)にその徴収又は収納の事務を行わせる場合には、市町村が当該事務を私人に委託できることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年11月●日付け外務省領事局旅券課事務連絡)]</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
17	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限の都道府県知事から市町村長への移譲</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、<u>令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に対し、10月から11月上旬にかけて地方公共団体にアンケート調査を実施。その結果に基づき令和2年度中に必要な対応を検討する。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

(2) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

① 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
18	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 （液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）	経済産業省	液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和2年対応方針案】 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、指定都市への移譲について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 農業・農地

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
19	<p>農業次世代人材投資事業（経営開始型）における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化 （農業人材力強化総合支援事業）</p>	農林水産省	<p>農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年2～3月に実施した実態調査、ヒアリング等の結果を踏まえ、現地確認及びサポートチームの訪問回数や方法の見直しを含めた効率的かつ効果的なサポート体制の在り方を検討し、令和3年度事業への反映に向けて令和2年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 農業・農地

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
20	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和（草地畜産基盤整備事業）	農林水産省	草地畜産基盤整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭29法182）に基づく市町村計画を作成することができる市町村の基準（同法施行規則2条の2）を満たさない市町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよう、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和2年対応方針案】 草地畜産基盤整備事業については、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平30農林水産省農村振興局長、生産局長）を令和2年度中に改正し、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭29法182）に基づく市町村計画を作成することができる基準（同法施行規則2条の2）を満たさない市町村も、令和3年度事業から中山間地域の特例の対象とする。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
21	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大 (健康保険法、児童福祉法及び教育支援体制整備事業費補助金)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	医療保険制度で対応するかも含め、関係者のご意見も伺いながら、令和2年度中に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」において課題を整理した上で、対応を検討予定。
22	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大 (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為（施行規則1条）の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	子ども家庭局における調査研究事業により、医療的ケアを必要とする子どもの保育所等での受入れ状況等を調査中。その結果を踏まえ、令和2年度中に対応を検討予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
23	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し (児童福祉法)</p>	厚生労働省	<p>児童発達支援（6条の2の2第2項）及び放課後等デイサービス（同条4項）の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討しているところ。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
24	<p>へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、<u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討した上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえて結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
25	<p>首長申立てを行う市町村の基準の明確化 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び老人福祉法)</p>	<p>法務省、厚生労働省</p>	<p>市町村長（特別区の長を含む。）が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条）については、市町村（特別区を含む。）の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年10月6日に地方公共団体等で構成される「第1回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催。あわせて、市町村申立に関する実態調査を行い、令和2年度末までに当該実務者協議での検討結果を取りまとめる予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
26	自立支援医療（精神通院）の支給認定の有効期間等の延長 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	厚生労働省	自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	有効期間を延長した場合の受給者の所得を確認する方法等について、9月下旬から10月中旬にかけて地方公共団体に対し実態調査を実施し、現在、調査結果を精査中。今後、調査結果を踏まえ、現行の1年を延長する方策について検討し、結論を得る予定。
27	障害支援区分認定期間の見直し （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	厚生労働省	障害支援区分の認定（21条1項）の有効期間については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和2年対応方針案】 障害支援区分の認定（21条1項）の有効期間については、令和5年度から運用開始予定の障害福祉サービスに関するデータベースを活用し、認定状況等を分析した上で、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における認定事務の実態等も踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
28	障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	障害児通所給付決定の有効期間（21条の5の7第8項）については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>指定都市等計34自治体を対象に、給付決定の際の児童の状態等の変化の有無に係る実態調査を実施。（令和2年9月実施）</p> <p>社会保障審議会障害者部会において、実態調査結果を踏まえ、障害児通所給付決定の有効期間の見直しに係る検討を実施。（令和2年11月9日開催）</p> <p>検討の結果、障害児通所給付決定の有効期間について、児童期の状態像及び家庭環境の変化は非常に大きいため、最低でも1年ごとに見直しの機会を設けるべき等の反対意見が多く、延長は行うべきではないとされたことから、有効期間の上限の引上げは行わないこととした。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
29	指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和 (介護保険法)	厚生労働省	指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、 <u>令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和2年7月8日、令和2年9月4日、令和2年10月9日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において論点として提示した上で議論。 同分科会の結論に基づき措置を講ずる場合には、令和3年4月から実施できるよう必要な措置を講ずる。
30	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置 (医療法)	厚生労働省	医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和2年対応方針案】 医学部における臨時定員による地域枠については、令和4年度は令和3年度と同様の方法で設定する。令和5年度以降については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」での議論を踏まえて検討し、令和3年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
31	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	医療機関等の関係団体から意見聴取を実施中。その結果を踏まえ、有効期間の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、結論を得る予定。
32	ケースワーク業務の一部外部委託化 (生活保護法)	厚生労働省	ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について <u>令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。</u> ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、 <u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	・令和元年度社会福祉推進事業における福祉事務所の実施体制に関する悉皆調査の結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について整理中。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
33	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 (私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査)	文部科学省、厚生労働省	私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和2年度に実施する調査の発出時期については、新型コロナウイルスの影響により統一化ができなかった。 令和3年度以降に実施する調査については、発出時期を統一した上で、調査時点の統一を含め、耐震化調査を行う地方公共団体の更なる事務負担の軽減等を検討し、令和2年度中に結論を得る予定。
34	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について (児童福祉法)	厚生労働省	障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、 <u>令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和2年2月10日に「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の議論が取りまとめられ、ケア単位の小規模化を推進すべきと示された。 当該取りまとめや提案の趣旨を踏まえ障害福祉サービス等報酬の在り方について対応方針を検討中。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

③ 教育・文化

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
35	小学校専科教員 に対する小学校 教諭免許状の授 与要件の緩和 (教育職員免許 法)	文部科学省	<p>中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>中央教育審議会にて「新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方」が諮問されており、現在審議されている。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
36	犬の登録情報の取扱いの変更 (狂犬病予防法)	厚生労働省	市町村長（特別区の長を含む。以下この事項において同じ。）が行う犬の登録（4条2項）については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手續について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い等について、令和元年12月に各自治体に対してアンケートを実施し、令和2年9月までに結果の取りまとめを行うとともに、犬の寿命及び公衆衛生に関する専門家による検討を実施し、一定の見解を取りまとめたところ。</p> <p>今後、各自治体の意見も踏まえつつ職権消除に適した犬の年齢の詳細について検討を進めるとともに、海外転出時の届出事項についても運用面での検討を進める。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
37	<p>環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合 (温泉法、自然公園法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、浄化槽法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壌汚染対策法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)</p>	<p>経済産業省、 国土交通省、 環境省</p>	<p>各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>関係府省において、様式統一の可否や課題について確認・整理を行っており、令和2年度中に結論を得るよう検討を進める。その後、検討結果に基づき、技術的な検討を行った上で必要な措置を講じる。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 土木・建築

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
38	<p>未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項（面積、建築年、建物図面等）等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与 （空家等対策の推進に関する特別措置法）</p>	<p>総務省、国土交通省</p>	<p>特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報（建築年数、構造、面積等）の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、<u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和2年対応方針案】 特定空家等の発生を予防する観点から市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が実施する空家等対策については、空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例を、市町村に令和3年中に周知する。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
39	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和 (道路運送法)	国土交通省	中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	中山間地等における貨物運送について、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を実施し、その結果を踏まえ、令和2年度中に結論を得る。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

⑦ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
40	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	環境省	狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)について、複数種別の同免許及び同登録証を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、措置内容を検討し、令和2年度中に結論を得る予定。その結果に基づき、現行システムの改修がなされる令和3年度末を目途に措置できるよう検討を進める。
41	墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)において準用する行旅病人及び行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の制限 (行旅病人及び行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律)	厚生労働省	市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和2年対応方針案】 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

Ⅲ. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和3年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

※前回会議（令和2年9月2日）までに結論を報告したものを除く。

○ 平成26年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 農業・農地

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和2年対応方針案に記載するものは、案文を記載
42	農家レストランの農用地区域内設置の容認 (農業振興地域の整備に関する法律)	農林水産省	<p>農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、<u>可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。</u></p> <p>なお、地域再生法の一部を改正する法律（平26法128）において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。</p>	<p>【令和2年対応方針案】 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し自己の生産する農畜産物等を提供する農家レストランについては、省令を改正し、農業用施設として位置付け、農用地区域内での設置を可能とする。 〔措置済み（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第13号））〕</p>